農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第1項に 基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により公表する。

令和5年3月31日

1 協議の場を設けた区域の範囲

大野・豊木・富秋・西郡地区並びに鶯・川合地区

2 協議の結果を取りまとめた年月日

令和5年3月30日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況

大野・豊木・富秋・西郡地区 42経営体数

法人 5経営体

個人 36経営体

集落営農(任意組織) 1組織

鶯・川合地区 37経営体数

法人 5 経営体

個人 32経営体

集落営農(任意組織) 0組織

4 3の結果として、当該地区に担い手が十分にいるかどうか 担い手は十分確保されている。

5 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6 地域農業の将来のあり方

今後は農地中間管理機構等を活用しながら、農地の集約・拡大の継続と、新たな若い世代の農業支援を地域で行っていく。